



平成23年4月25日

関係都道府県教育委員会

公立社会教育施設・体育施設・文化施設所管課 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立社会教育施設等の災害復旧補助・事前調査等

平素より公立社会教育施設等の災害復旧業務にご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

このたび、平成23年3月11日(金)に発生した東北地方太平洋沖地震による災害については、平成23年3月13日付けで激甚災害の指定がなされ、公立社会教育施設災害復旧費補助金は平成23年度第一次補正予算案において87億円を計上したところですが、その補助金の対象となる特定地方公共団体の指定には至っていません。

今後、予算成立後に速やかに事務処理を行う必要があるとともに、第2次補正予算の積算の参考資料とするため、貴都道府県内における被害金額を集約し、現時点で把握されている被害金額を5月6日(金)まで下記の各担当まで提出願います。なお、事前調査票は3月に一度提出を依頼しておりますので、その様式に追記・修正いただくもので構いません。

なお、事前調査票には、公立以外の施設及び本補助金を申請する見込みのない施設については記入しないください。

また、特定地方公共団体の指定がされた場合でこの補助金を申請する施設については、事業計画書の申請が必要になります。参考までに事業申請書等関係書類をお送りさせていただきますので、事業計画書の作成を進めていただけますようお願い致します。

今後、特定地方公共団体の指定に関する情報を入手次第、当課から連絡するとともに、おって正式な事業計画書の提出を依頼いたします。

【添付資料】

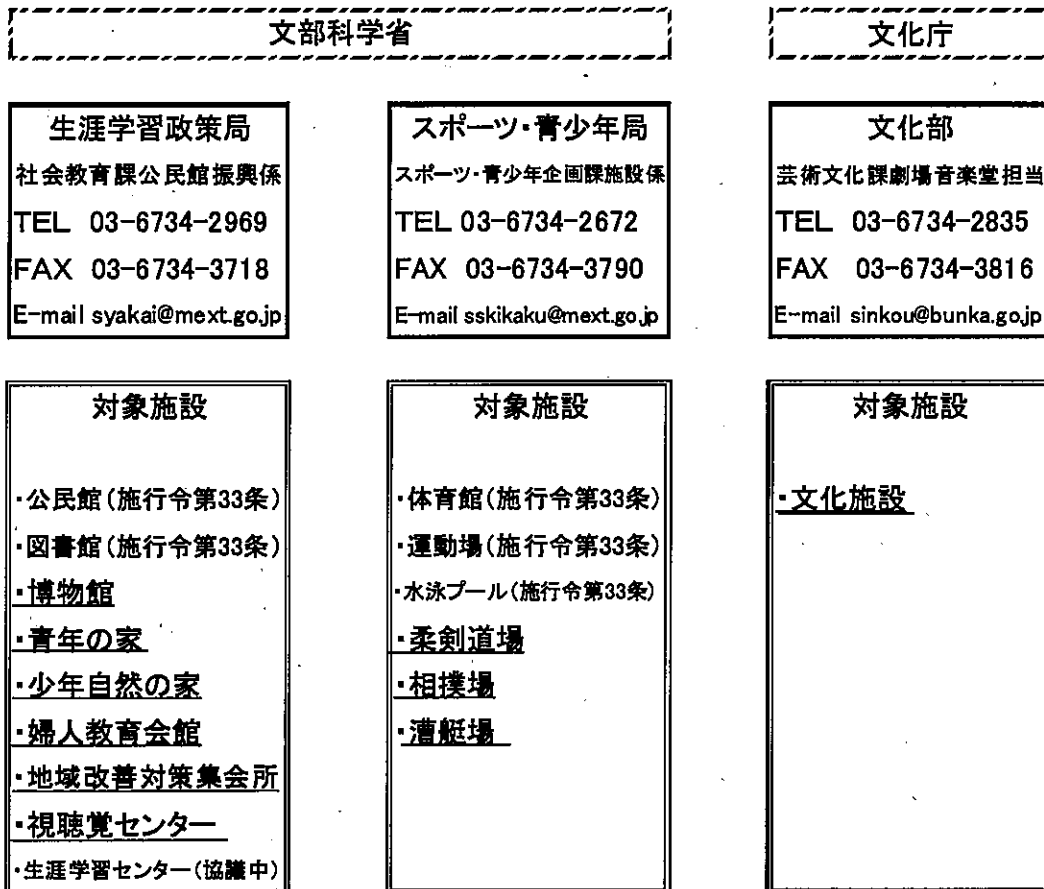
1. 事前調査票 (提出締切：5月6日(金))
2. 事業計画書等関係書類 (中越地震の際に使用した様式)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課公民館振興係 高野、前原
電 話 03-6734-2974
FAX 03-6734-3718

<事前調査票>

1. 対象施設・提出先

公立社会教育施設災害復旧事業 執行体制図



※本復旧事業においては、上記のとおり対象施設毎に各担当課が窓口となる。

※下線の施設は、施行令第33条に規定する文部科学大臣と財務大臣が協議して定めた施設

2. 提出締切

平成23年5月6日(金)。各担当まで提出願います。

3. その他

文化施設については、各自治体が定める設置条例及び平成22年度におけるホールの利用内容が分かる資料を添付してください。

【留意事項】

- ・被害報告を把握できていない地域、施設がある場合は、現状及び今後の見通し等を記入してください。
- ・本調査に提出いただいても特定地方公共団体の指定がされない地域は、本補助金の対象とはなりません。また、提出がされなくても指定された場合には補助金の対象となります。
- ・公立社会教育施設災害復旧費補助金を使用せず復旧する施設については、回答する必要はありません。
- ・対象施設の一部の所管課が首長部局である場合には、首長部局とも調整の上でご提出願います。

<公立社会教育施設災害復旧費補助金概要>

1. 対象施設

- ① 激甚災害（本激）により被害を受けた、
- ② 特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設
 - ① 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第16条第1項
 - ② 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」第33条

2. 補助率

2/3

3. 補助対象施設

対象施設（施行令第33条）

○公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール

○その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

- ・博物館、青年の家（昭和42年10月7日協議済）
- ・視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設（平成7年2月13日協議済）
- ・相撲場、漕艇場（平成17年3月28日協議済）
- ・生涯学習センター（協議中）

（参考）関係法令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和三十七年九月六日法律第百五十号）

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令

（昭和三十七年十月十日政令第四百三号）

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第三十三条 法第十六条第一項の政令で定める施設は、法第三条第一項の特定地方公共団体である都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設（以下次条、第三十五条及び別表第一において「公立社会教育施設」という。）とする。